

一般及び特定貨物自動車運送事業の新規許可申請事業者 に対する法令試験の導入について(案)

1. 背景

平成2年の規制緩和以後、トラック業界において新規参入事業者が大幅に増加するなかで、事業者の法令違反件数が高水準にあることが問題となっています。違反行為を意図的に行っている者も含まれていますが、申請書の作成等を行政書士に全面的に依頼することなどから、経営者自らの関係法令に関する知識及び法令遵守の意識の欠如が指摘されており、過去に実施されていた法令試験の復活を望む意見・要望が多数寄せられております。なお、法令試験については、平成7年まで実施されていましたが、事業者数の増加および行政手続きの簡素化が求められたことから廃止されているところです。

今般、国土交通省としては、貨物自動車運送事業法第6条の許可基準にある「その事業を自らの確に遂行するに足る能力を有するものであること。」について、新規許可時の審査をより確実なものとし、貨物自動車運送事業における法令違反行為の抑止に繋げることを目的として、新規許可申請者に対し、法令試験を実施することとします。

なお、本制度の導入については、年度末に向けた中小企業対策に関する関係閣僚による会合申し合わせ「年度末に向けた中小企業対策について」を受け、国土交通省並びに公正取引委員会と合同で、「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」をとりまとめ、その中で、新規事業者に対して関係法規に関する知識について試験を実施する制度を創設することとしております。

2. 改正の概要

- (1) 許可等に関する処理方針の法令遵守事項において、「申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有すること。」を追加し、新規許可申請時に法令試験を導入することとします。
- (2) その他所要の改正を行うこととします。

3. 今後のスケジュール(予定)

施行:7月1日(3月末通達発出後、3ヶ月経過後施行)